

平成24年度第1回四街道市都市計画審議会 会議録

日 時 平成24年10月26日（金） 15時00分～16時00分

場 所 四街道市保健センター3階大会議室

出席者

（委員） 芦沢哲蔵、宮森直人、木津利矩、増田實、松本利為、斉藤耀一、阿部治夫、
関根登志夫、吉田正彦、橋本剛、上田康彦

（事務局） 佐渡斉市長、地引弘之都市部長、勝山博昭都市部次長、飯田好晃都市計画課
長、御園義治主幹、青木洋昌主査補、大野雅子主査補
平井進道路管理課長、林田和洋主幹、大熊弘毅主査補

【会議次第】

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状交付式
4. 委員紹介
5. 会長選出
6. 会長挨拶
7. 会長職務代理者及び議事録署名人の指名
8. 議事
議案第1号 四街道市都市計画生産緑地地区の変更について （四街道市決定）
9. その他
四街道市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例案について
10. 閉会

【会議概要】

3. 委嘱状交付式
省略
5. 会長選出
学識経験者の委員のうち、指名推薦により芦沢委員が会長に決定した。
7. 会長職務代理者及び議事録署名人の指名
芦沢会長が宮森直人委員を会長職務代理者に指名し決定した。
芦沢会長が斉藤耀一委員、橋本剛委員を議事録署名人に指名し決定した。
8. 議事

議案第1号 会議の結果、原案どおり決定となった。

9. その他

四街道市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例案について道路管理課より説明があった。

【会議経過】

- ・・・会議録の作成について、発言者名を明記することに決定
- ・・・議事に入る前に、佐渡市長より付議文1通を芦沢会長へ提出・・・
- ・・・芦沢会長より公開、非公開を諮り、異議なしで公開決定（傍聴者0名）・・・
- ・・・議案第1号「四街道都市計画生産緑地地区の変更について」を事務局より内容説明

〔芦沢会長〕

ご質問、ご意見いかがでしょうか。

〔齊藤委員〕

今回対象になっていない生産緑地についてはどういう方針でしょうか。

〔事務局〕（青木）

現在仮換地されていない地区についても、今後仮換地される予定です。なお、鹿渡南部土地区画整理事業区域内については、この10月に新たに仮換地されたという通知がきております。適宜都市計画の変更も行っていくと考えております。

〔芦沢会長〕

ほかにいかがでしょうか。

〔阿部委員〕

減歩率は地形によって違うのでしょうか。

〔事務局〕（御園）

減歩率については、従前の土地と換地後の土地の状況により変わる可能性があるものと考えられます。

〔芦沢会長〕

ほかにいかがでしょうか。

〔上田委員〕

物井地区の21番についてですが、なぜぼつんと離れたところに緑地が発生したのですか。

〔事務局〕（勝山次長）

平成3年に生産緑地法が改正されたときに税法も改正され、市街化区域内の農地については、宅地化する農地と生産緑地に指定する農地に区分するように決められました。従いまして、区画整理地内だけではなく、市街化区域内には、もっとほかにたくさん生産緑地の指定があります。

〔上田委員〕

そうしますと、最初の90か所の中には、開発地域以外のこうした離れた場所にも生産緑地の指定がされていたんですね。

〔事務局〕（勝山次長）

はい。平成4年に都市計画決定をさせていただいています。

〔上田委員〕

わかりました。ありがとうございました。

〔芦沢会長〕

ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見ございませんか。

ありませんという声あり

〔芦沢会長〕

それでは質疑も尽くしたようですのでここで議決を行いたいと思います。付議第1号四街道市決定に係る四街道都市計画生産緑地地区の変更につきまして原案のとおり承認することにご意義はございませんか。

異議なしという声あり

〔芦沢会長〕

それでは異議がないということでございますので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

〔芦沢会長〕

それではその他として、「四街道市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例案について」がございますので、事務局からお願いします。

〔事務局〕（飯田課長）

それでは、所管する道路管理課の職員の入室を許可願います。

〔芦沢会長〕

道路管理課職員の入室を許可します。

「四街道市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例案について」を道路管理課長より内容説明

〔阿部委員〕

市としては県条例を準用するということで、千葉県としては現存しない路面電車を想定しているということですが、四街道市としては現存しない路面電車、それから積雪寒冷地域を定めないということでもいいんですね。

〔事務局〕（平井課長）

そうです。

〔芦沢会長〕

ほかにいかがですか。

〔関根委員〕

横断勾配がどういう意味かを教えてください。

〔事務局〕（林田主幹）

歩道の横断勾配というのは、歩道の断面を切った場合の勾配です。縦の勾配ではなく横の勾配です。一般には微々たる勾配なので、あまりきついという認識はないのですが、2%程度はついてます。人が歩いたりするためには、平らな方がのぞましいわけなんですけど、まっ平らにしてしまうと雨水の排水がとれなくなってしまうので、道路構造令では1.5から2.5とかという幅をもたせて決めています。ただ昨今の高齢者対策や車いす対応地域についてはできるだけ横断勾配を少なくしてというようなことで、千葉市さん、柏市さんは基準を設けていると思います。なお、道路構造令の方も例えば路面排水を排水溝に流すのではなく、舗装そのものを透水してしまうような舗装が使われている所については、1%という新しい基準を順守していくということでございます。

〔芦沢会長〕

ほかにいかがでしょうか。

ありませんという声あり

〔芦沢会長〕

これをもちまして、平成24年度第1回都市計画審議会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

・・・終了・・・

議事録署名人.....斉藤 耀一.....

議事録署名人.....橋本 剛.....